

改正

平成28年10月11日告示第66号

平成29年3月7日告示第15号

令和元年11月11日告示第73号

水巻町定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加、人口流出の抑制及び3世代同居の推進を図るとともに、ふれあいに満ちた魅力のあるまちづくりと地域の活性化に資するため、町内に新たに住宅を取得する者に対し水巻町定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する居室並びに専用の台所、浴室、便所及び玄関を有する新築住宅及び中古住宅（分譲マンション等を含む。）をいう。
- (2) 取得 新築又は購入により住宅の引渡しが完了し、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく所有権の保存又は移転の登記をすることをいう。
- (3) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 併用住宅 同一建物に居住部分と店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存し、2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (5) 義務教育終了前の子 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(対象住宅)

第3条 奨励金の対象住宅は、町内に定住することを目的として取得した次の各号に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅であること。
- (2) 別荘、賃貸住宅又は既存住宅の増築によるものでないこと。
- (3) 贈与又は相続により取得したものでないこと。
- (4) 公共工事に伴う住宅移転補償により取得したものでないこと。

(5) 従前から所有し居住している住宅の建て替えによる住宅取得の場合においては、当該住宅の取得に伴い、当該住宅の住所地に居住する住民基本台帳上の人数が、転居又は転入により従前と比して増加していること。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に適合する住宅であること。

(7) 平成28年3月1日から令和7年3月31日までの間に取得したものであること。

（奨励金の交付対象者）

第4条 奨励金の交付対象者は、前条に規定する対象住宅を取得し、当該住宅に居住している者で、次の各号に該当するものとする。

(1) 取得した住宅の所有者（当該住宅の取得に係る登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、その代表者）であること。

(2) 住宅の取得の日から6カ月以内に当該住宅の住所地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていること。

(3) 5年以上の定住の意志があること。

(4) 世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。

(5) 本町の自治会に加入していること。

(6) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。

(7) 世帯員全員が、過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。

(8) 住宅の取得に際し、国、県その他の団体の補助金等の交付を受けていないこと。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一般世帯（義務教育終了前の子が同居していない世帯をいう。） 10万円

(2) 子育て世帯（義務教育終了前の子が同居している世帯をいう。） 20万円

(3) 3世代家族世帯（義務教育終了前の子を含む、住宅の所有者の直系親族で構成される3世代以上が3年以上継続して同居することが見込まれる世帯をいう。） 30万円

2 前項の奨励金の額の区分の基準日は、交付申請をした日とする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水巻町定住促進奨励金

交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、申請に係る対象住宅が共有名義である場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1人を代表者とし、水巻町定住促進奨励金に係る共有名義者同意書（様式第2号）を添付し、当該代表者が他の共有者の同意を得たうえで申請するものとする。

- (1) 対象住宅に居住する者全員の住民票（最新の内容のもの）
- (2) 対象住宅に係る登記事項証明書の原本又は写し（最新の内容のもの）
- (3) 対象住宅に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (4) 同意兼宣誓書（様式第3号）
- (5) 居住用面積が分かる書類（建築平面図等）（併用住宅のみ）
- (6) 自治会加入証明書（様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、住宅を取得した日から1年以内に行わなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めた者については、この限りではない。

3 奨励金の交付申請期間は、毎年5月1日から1月31日までとし、最終申請期限を令和8年2月2日までとする。

（奨励金の交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ奨励金交付の可否について決定し、水巻町定住促進奨励金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、奨励金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付して交付決定をすることができる。

（奨励金の交付請求）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項の通知を受けた日から20日以内に、水巻町定住促進奨励金交付請求書（様式第6号）を町長に提出し、奨励金の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消す場合は、水巻町定住促進奨励金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金が既に交付されているときは、当該奨励金の全部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金の返還を命ずる場合は、水巻町定住促進奨励金返還請求書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年10月11日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月7日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月11日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第1号及び第2号並びに様式第3号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。